

平成21年第1回

安堵町議会臨時会会議録

平成21年5月11日（月）午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 5番 吉田忠世

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて
(安堵町税条例の一部を改正する条例について)

日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて
(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 20 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 8 号)について)

日程第 6 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第 1 号)について)

日程第 7 議案第 1 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 議案第 2 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 3 号：安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 4 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 1 号)について

日程第 11 議案第 5 号：町道路線の認定について

開 会 午前 10 時

議長（吉田宏至） 皆さんおはようございます。早朝より御苦勞様でございます。

只今、5 番吉田忠世議員から欠席届が提出されております。

只今の出席議員 11 名です。

定足数に達していますので、平成 21 年第 1 回安堵町議会臨時会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

平成 21 年第 1 回臨時会を招集致しましたところ、皆様方には御多忙のところを御出席くださいましてありがとうございます。

本日提案させていただいております案件は、専決処分案件が 4 件、うち条例改正案件 2 件、補正予算案件が 2 件の計専決処分が 4 件でございます。そして人事案件が 1 件、条例改正案件が 2 件、補正予算案件が 1 件、町道路線の認定案件 1 件の合計 9 案件でございます。大略説明致しまして皆様方の御審議をお願いし、御承認・御可決賜りますようお願い申し上げます。

まず報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）でございます。地方税法等の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日から施行され、安堵町税条例も一部改正するものであります。21 年度賦課等に影響するため、これを専決処分とさせていただきました。改正内容につきましては、住民税において寄附金税額控除の申告時の様式の追加及び読替規定の整備、給与年金以外の所得を年金から特徴しないことの規定、また、上場株式等の配当等に係る配当所得の軽減税率の延長、同じく優良住宅地造成の長期譲渡所得の課税の特例を平成 26 年度まで延長されたこと。次に固定資産税についてありますが、3 年ごとの評価替えを行っている評価の規定整備、また、医療関係者の養成所及び救急医療確保事業関連の固定資産税の非課税措置の創設、拡充等の改正でございます。

次に報告第 2 号、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

の承認を求めることについてでございます。これも地方税法の一部改正を受け、国民健康税施行令が改正され、本年４月１日からの施行であるため賦課等に影響するため専決処分とさせていただきました。改正内容につきましては、介護給付費や被保険者の所得の動向等を勘案し、中間所得層の負担軽減が図られたこと、また、国保税の軽減措置について総所得金額と山林所得金額が軽減基準所得を超えない場合に減額対象とされたこと。次に国民健康保険税の介護納付金、課税額の課税限度額が「９万円」から「１０万円」に改められた改正でございます。

次に報告第３号、平成２０年度安堵町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてでございます。今回の補正につきましては、補正額６万８千円の増額補正でございます。補正内容であります、公営住宅管理運営基金及び消防賞じゅつ金基金積立金の預金利子が当初予定額より多く予算額を超えたため、これを受け入れ、それぞれの基金に積み立てるものであります。なお、３月議会終了後の利子であったため専決処分とさせていただきました。

報告第４号、平成２１年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第１号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。今回の補正につきましては、２１年度当初予算確定後に厚生労働省より社会保険診療報酬支払基金を算出する本計数が示された結果、当初予算額に不足が生じたため２,００４万７千円を増額補正するものであります。なお、補正内容につきましては、老人保健医療費拠出金等で第１期の支払が５月７日であるため、これを専決処分とさせていただきました。

次に議案第１号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてでございます。人権擁護委員３名のうち後藤諦二委員におかれましては、本年２月に御逝去されましたので、新たに吉田栄治郎氏を委員として推薦致したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため、提案するものでございます。

次に議案第２号、安堵町税条例一部を改正する条例についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律が本年３月３１日に交付されたことに伴い、安堵町税条例も一部改正するものであります。改正内容につきましては、住民税については住宅ローン特別控除の創設適用及び土地等の長期譲渡所得に係る特別控除等の創設等でございます。次に固定資産税については、「長期優良住宅」俗に２００年住宅と言われておりますが、に係る特別措置の規定整備等がされたことによる改正でございます。

次に議案第３号、安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容につきましては、学識経験者及び議会議員の人数配分を現状に合わせるもので、学識経験者５名を４名以内に、議会議員５名を６名以内に改めるものでございます。

議案第４号、平成２１年度安堵町一般会計予算（補正第１号）についてござ

います。今回の補正につきましては、4,618万1千円の増額補正でございます。補正内容は、衛生費において21年度当初予算で妊婦健診を14回に増やし予算計上致しておりますが、県下統一で本年の1月27日から適用することと申し合わせておりますので、県と医師会との調整に手間取り、3月まで20年度分の支払については21年度会計より償還払いするため、補正を行うものでございます。次に土木費において道路維持補修工事についてであります。地元及び関係機関等との調整がつかず予算額が確定できなかったため、21年度当初予算に計上致していませんでしたが、今回調整がつき、額が確定致しましたので増額補正を行うものでございます。

次に議案第5号、町道路線の認定についてであります。路線名、東安堵128号線及び東安堵129号線の認定について同意を求めるものでございます。

以上、大略説明致しましたが、細部につきましてはその都度、担当課長より説明致させますので、よろしく御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようお願い致します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
10番、岸田充隆 議員と、12番、溝本 隆 議員を指名致します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期決定」について議題と致します。
お諮りします。
本臨時会の会期は、先般の議会運営委員会において本日のみ、1日間と内定していただいておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日のみ 1 日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 3 報告第 1 号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（吉田宏至） 喜多税務課長。

税務課長（喜多君美代） それでは報告第 1 号、安堵町税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。提案理由としまして、現下の社会経済状況を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税について上場株式等の配当、譲渡所得割等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長と固定資産税につきましては、市町村財政を支える基幹税であり、その安定的確保が不可欠であることをかんがみ、平成 21 年度から 23 年度までの間、土地に係る固定資産税の仕組みを継続する等所要の措置を講ずることとされました。

改正内容としましては、経済金融環境が大きく悪化したことから、個人住民税につきまして上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率本則 20 パーセント、現行 10 パーセント、1 年間延長され平成 23 年 12 月 31 日までとされました。また、良好な環境を備えた住宅宅地整備の促進や公共用地の確保のため、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 5 パーセントについては平成 21 年度までとされておりましたが、特例措置として平成 26 年度までとされました。また、寄附金税額控除の規定の整備。給与年金以外の所得については、年金特徴しないことの整備等がなされました。固定資産税について、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る負担調整措置の継続、据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置の継続、看護師・助産師等の医療関係者の総数確保が求められている現状を踏まえ、医療関係者の養成所に係る非課税措置の拡充、地域医療の崩壊など医療を取り巻く環境が一段と厳しくなっている昨今の状況を考慮し、社会医療法人の設立を促すため、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に関する非課税措置の創設等の改正がなされました。

それでは本文の朗読は省略させていただき、新旧対照表により改正内容を説明させていただきます。

新旧対照表 1 ページをお開きください。第 36 条の 2 第 4 項、寄附金全額控除の申告時の様式の規定の追加です。第 38 条、第 47 条の 2 第 2 項削除による条例整備です。1 ページから 2 ページを御覧ください。第 47 条の 2 第 2 項、第 3 項、給与、年金以外の所得を年金特徴しないための規定の削除及びそれに伴う項ずれの整備です。第 47 条の 3、給与、年金以外の所得を年金特徴しないことによる規定の整備です。

3 ページをお開きください。第 47 条の 5 第 1 項、第 2 項、給与、年金以外の所得を年金特徴しないことによる規定の整備です。

4 ページ。第 47 条の 5 第 3 項、読替規定の整備です。第 54 条第 7 項、地方税法施行規則第 10 条の 2 の 5、の前に 1 項追加による項ずれです。

4 ページから 5 ページ、第 56 条医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充に伴う申告義務の規定の追加です。

6 ページ、第 58 条の 2、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う申告手続き規定の追加です。59 条、非課税規定の創設に伴う規定の整備です。

7 ページ、第 93 条第 2 項。民法の法律番号の挿入です。

8 ページ、附則第 8 条第 2 項第 2 号。前条第 1 項を前条に改める規定の整備です。附則第 10 条、法附則第 39 条の削除に伴う規定の整備です。

9 ページ附則 10 条の 2 第 3 項、第 6 項から第 7 項。地方税法施行規則附則第 3 項改正及び第 4 項追加による条例整備です。

10 ページから 11 ページ、附則 10 条の 3、削除による規定の整備です。附則 11 条の見出し、年度更新です。

11 ページから 12 ページ、附則第 11 条の 2、こちらも年度更新です。

12 ページから 13 ページ、附則第 11 条の 3、削除による規定の整備です。

13 ページから 16 ページ、附則第 12 条、第 12 条の 2、年度更新です。附則第 12 条の 3、規定の削除です。

16 ページから 17 ページ、附則第 13 条。年度更新です。附則第 13 条の 3、規定の削除です。附則第 15 条の 2、こちらも年度更新です。

18 ページ、附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号、寄附金税額控除の控除対象限度額を算定する総所得金額に当該所得を加える読替規定の追加です。

19 ページ、附則 17 条第 3 項第 2 号、寄附金税額控除の控除対象限度額を算定する総所得金額等に当該所得を加える読替規定の追加です。

20 ページ附則第 17 条の 2 第 1 項第 1 項第 2 号、特例の延長平成 21 年度までが 26 年度までとされました。

21 ページをお開きください。附則第 18 条第 5 項第 2 号、寄附金税額控除の控除対象限度額を算定する総所得金額等に当該所得を加える読替規定の追加です。

22 ページ、附則第 19 条第 2 項第 2 号、寄附金税額控除の控除対象限度額を算

定する総所得金額等に当該所得を加える読替規定の追加です。

23 ページ、附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号、寄附金税額控除の控除対象限度額を算定する総所得金額等に当該所得を加える読替規定の追加です。

24 ページから 25 ページ、附則第 20 条の 4 第 2 項第 2 号、第 5 項第 2 号、寄附金税額控除の控除対象限度額を算定する総所得金額等に当該所得を加える読替規定の追加です。

26 ページ、附則第 1 条第 1 号、第 3 号、第 4 号、附則 2 条、個人市町村民税の経過措置の項ずれに伴う規定の整備です。

27 ページ、附則第 2 条第 6 項、上場株式等の配当等に係る配当所得の軽減税率適用を 100 万円以下から全ての所得に拡大し、1 年間延長されました。附則第 2 条第 9 項、「10 項、12 項」削除に伴う規定の整備です。

27 ページから 29 ページ、附則 2 条第 10 項、第 12 項、規定の削除です。附則第 2 条第 11 項、13 項、14 項、「10 項、12 項」削除による項ずれです。

29 ページから 31 ページ、附則 2 条第 15 項、上場株式等の譲渡等に係る譲渡所得の軽減税率適用を 500 万円以下から全ての所得に拡大し、1 年間延長されました。「10 項、12 項」削除による項ずれで 13 項に改められました。

31 ページから 32 ページ、附則第 2 条第 16 項、第 17 項、18 項、19 項、「10 項、12 項」削除による項ずれで、それぞれ 14 項、15 項、16 項、17 項に改められました。

32 ページをお開きください。附則第 2 条第 20 項、条約適用配当等に係る軽減税率の適用を 1 年間延長されました。

それでは初めのページをお開きください。

報告第 1 号を朗読させていただきます。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決する。

平成 21 年 3 月 31 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

.....

議長（吉田宏至） 日程第4 報告第2号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）御説明させていただきます。

税務課同様、地方税法の一部を改正する法律、また、政令、また、省令に伴いまして平成 21 年 3 月 31 日交付されたことに伴いまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づきまして、安堵町国民健康保険税条例も一部改正し、施行。平成 21 年 4 月 1 日のため専決処理をしましたので、本日の議会に報告し、御承認を願うものでございます。

御手元の資料の新旧対照表で御説明させていただきます。1 ページの方を御覧いただきたいと思います。第 2 条第 4 項でございます。介護保険被保険者の所得の動向を勘案し、中間所得層の負担の軽減を図るため、介護納付金、課税限度額「9 万円」から「10 万円」に改めたものでございます。

次のページお開きください。現行の第 2 項は削除されまして、それに基づきまして附則でこの 23 条の第 1 項、これは文言の整備をしたものでございます。それから 3 項につきましては、先程の税務課と同様、総所得金額の軽減等に係る山林所得又は軽減基準所得を超えない範囲で国保税の特例を追加し、3 項の文言を整備したものです。

次のページ、3 ページも同様でございます。3 項から 4 項に項ずれで、後は文言の整備をさせていただきました。それから、句点と根拠条文の整備でございます。

次のページ、4 ページでございます。これも総所得金額、山林所得金額並びに長期譲渡所得にからむ軽減後、基準額を超えない範囲で追加整備と文言の整備でございます。4 項から 5 項は項ずれによるものでございます。

次のページ、5 ページでございます。これら全て条文の文言の整備等でございます。7 項につきましては、上場株式等にからむ譲渡所得の損益等が追加され、文言整備をさせていただきました。

6 ページの方につきましても、それらの前の条文が整理したことに伴いまして項ずれによるものでございます。また、根拠の文言整備をさせていただきました。

7 ページにつきましても同様、根拠の条文等の文言整備並びに根拠条例を追加させていただきました。

8 ページの方も同じように根拠条文の整備と追加の整備をさせていただきました。

9 ページにつきましても、山林所得総所得金額の基準の軽減を勘案し、条文整備をさせていただきます。後は項ずれによるものでございます。

10 ページの方でございます。これも根拠条文等追加と整備させていただきます。附則につきましては 4 月 1 日から施行されたことによる整備と、1 項から 3 項に、また新たな施行令の規定を追加とさせていただきました。

以上が新旧対照表でございます。

それでは報告第 2 号を朗読させていただきます。

報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例(昭和26年5月安堵村条例第5号)の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成21年5月11日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例(昭和26年5月安堵村条例第5号)の一部を改正する条例を別紙のとおり専決する。

平成21年3月30日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議願ひ御承認の程お願い致します。

議長(吉田宏至) これより質疑を行います。

議長(吉田宏至) 質疑はありませんか。

議長(吉田宏至) 質疑なしと認めます。

議長(吉田宏至) これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長(吉田宏至) 討論なしと認めます。

議長(吉田宏至) これより報告第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(吉田宏至) 挙手多数です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 5 報告第 3 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について）」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

予算書の 6 ページ、7 ページをお願い致します。

今回の補正につきましては、補正総額が 6 万 8 千円の増額補正でございます。
公営住宅管理運営基金並びに消防賞じゅつ金基金の積立金の預金利子が当初予算額を上回ったということで、これを歳入で受けましてそれぞれの歳出においてそれぞれの基金に積み立てるものでございます。なお、3 月議会以後の利子でございましたので専決処分とさせていただいたものでございます。それでは議案書を朗読致します。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 3 月 19 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願い致します。

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,246万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月19日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款15. 財産収入、項1. 財産運用収入

補正前の額526万5千円、補正額6万8千円、計533万3千円。

歳出の総合計でございます。

補正前の額29億5,239万8千円、補正額6万8千円、計29億5,246万6千円。

3ページでございます。

歳出

款13. 諸支出金、項1. 基金費

補正前の額469万6千円、補正額6万8千円、計476万4千円。

歳出総合計

補正前の額29億5,239万8千円、補正額6万8千円、計29億5,246万6千円。

以上でございます。4ページ以降は省略させていただきます。

御審議よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）の御説明させていただきます。

厚生労働省からの老人保健拠出金算定計数の通達が大幅に遅れまして、当初予算計上には間に合わず拠出金支払額の決定通知が本年4月1日付でありましたので、また、拠出金は年12回の分割支払いで第1回目が5月7日のため、今回補正予算の専決処理を致しましたので、本日議会に報告し御承認を願うものでございます。

御手元の資料の予算書の7ページをお開きください。歳出の部でございます。

この補正額は老人保健拠出金の医療費拠出金で、補正額が2,004万円、事務費が7千円で合計2,004万7千円の歳出補正増額でございます。その財源につきましては、前のページ、6ページでございます。歳入と致しまして、国民健康保険税で802万5千円、それから国庫負担金で681万3千円、それから国庫補助金で380万7千円、県支出金で140万2千円の財源補てんでございます。それを持ちまして歳入歳出2,004万7千円の増額補正をお願いするものでございます。それでは御手元の資料の1ページに戻りまして報告第4号を朗読させていただきます。報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成

21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 4 月 20 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の方お開きください。1 ページを朗読させていただきます。

平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,004 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5,904 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 4 月 20 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款項 1. 国民健康保険税

補正前の額 1 億 3,903 万 4 千円、補正額 802 万 5 千円、計 1 億 4,705 万 9 千円。

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 2 億 367 万 3 千円、補正額 681 万 3 千円、計 2 億 1,048 万 6 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 7,439 万 3 千円、補正額 380 万 7 千円、計 7,820 万円。

款 6. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 4,083 万円、補正額 140 万 2 千円、計 4,223 万 2 千円。

歳入合計

補正前の額 7 億 3,900 万円、補正額 2,004 万 7 千円、計 7 億 5,904 万 7 千円。

次のページ、3 ページでございます。歳出の部でございます。

款 5. 老人保健拠出金、項 1. 老人保健拠出金

補正前の額 4 千円、補正額 2,004 万 7 千円、計 2,005 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 7 億 3,900 万円、補正額 2,004 万 7 千円、計 7 億 5,904 万 7 千円でございます。あと以下のページにつきましては省略させていただきまして、御審議の程よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第 4 号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 7 議案第 1 号：「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明致します。

人権擁護委員 3 名の内、後藤諦二委員におかれましては皆様御存知のように本年 2 月に御逝去されました。今回その後任と致しまして、新たに吉田栄治郎氏を委員として推薦するものでございます。吉田氏におかれましては、長年教職員を勤められ、主に人権教育業務に携わっておられました。人権に対する理解もあり、人権意識や中立公平さを兼ね備えておられます。そういった観点で人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第 1 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住所 ■■■■■■■■■■

氏名 吉田栄治郎 ■■■■■■■■■■生まれてございます。

以上でございます。

御意見の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至）　これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦について適任であることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、人権擁護委員の推薦については適任であることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 8 議案第 2 号：「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（吉田宏至） 喜多税務課長。

税務課長（喜多君美代） それでは議案第 2 号、安堵町税条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由としまして我が国経済は、金融市場の混乱などにより社会経済が一段と減速する中、景気後退局面に入っており、今後景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れも指摘され、都市と地方、大企業と中小企業、正規雇用と非正規雇用などでいわゆる格差の一層の拡大が懸念されております。このような経済、金融情勢に即応し、生活者の暮らしの安心、金融経済安定強化、地方の底力の発揮の三つの重点分野に対する支援を行う観点から、住民税については住宅ローン特別控除の創設、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設等、所要の措置を講ずることとされました。

改正内容としましては、住宅ローン特別控除について平成 21 年から 25 年までに入居した者を対象とし、中低所得者層の実行的な負担軽減を図る観点から、所得税から控除しきれない額は、個人住民税から控除最高 9 万 7,500 円。なお、市町村において申告不要とする制度を導入。税源移譲に伴う住宅ローン特別控除についても、同様に申告不要とするとされました。また、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を促進する観点から、長期譲渡所得について平成 21 年、22 年に取得する土地を 5 年超所有して譲渡する際の譲渡益について、1,000 万円の特別控除制度を創設する等の改正がなされました。固定資産税につきましては、昨年創設されました長期優良住宅 200 年住宅に係る特例措置の規定の整備がなされました。

それでは本文の朗読は省略させていただき、新旧対照表により改正内容を説明させていただきます。

新旧対照表 1 ページをお開きください。

1 ページから 2 ページ、第 54 条第 6 項、土地改良法の号ずれに伴う規定の整備。
施行日は農地法改正法施行日となっております。

3 ページ、附則第 7 条の 3、見出し、見出しの付け替え。22 年 1 月 1 日施行で
す。附則第 7 条の 3 第 1 項、居住年の定義付け。こちらも 22 年 1 月 1 日施行と
なっております。

3 ページから 4 ページ、附則第 7 条の 3 第 3 項、現行の住宅ローン特別控除の
適用の場合の申告義務の明確化です。22 年 4 月 1 日施行。附則第 7 条の 3 の 2
第 1 項、住宅ローン特別税額控除の創設、旧住宅ローン控除も取り組む形の規定
です。22 年 1 月 1 日施行です。

4 ページから 5 ページ、附則第 7 条の 3 の 2 第 2 項、住宅ローン特別税額控除
適用の要件です。22 年 1 月 1 日施行です。附則第 7 条の 3 の 2 第 3 項、住宅ロ
ーン特別定額控除適用の場合の他の税額控除規定の読替です。22 年 1 月 1 日施行。

5 ページから 6 ページ、附則第 8 条第 2 項、住宅ローン特別税額控除の創設に
伴う規定の整備です。22 年 1 月 1 日施行。附則第 10 条の 2 第 2 項、長期優良住
宅の減額の申告に係る規定の追加です。21 年 6 月 4 日施行。

6 ページから 7 ページ、附則第 10 条の 2 第 2 項から第 7 項、2 項追加により項
ずれ、それぞれ第 3 項から第 8 項とされました。こちらも 21 年 6 月 4 日施行で
す。8 ページ、附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、住宅ローン特別控除の創設に伴う
規定の整備。寄附金税額控除の控除対象限度額を算定する総所得金額に当該所得
を加える読替規定の追加です。22 年 1 月 1 日施行です。

8 ページから 9 ページ、附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号、住宅ローン特別控除
の創設に伴う規定の整備、施行日は 22 年 1 月 1 日です。

9 ページから 10 ページ、附則第 17 条第 1 項、租税特別措置法 35 条の 2、土地
の長期譲渡所得に係る 1,000 万円の特別控除の創設に伴う規定の整備です。22 年
4 月 1 日施行。附則第 17 条第 3 項第 2 号、住宅ローン特別控除の創設に伴う規定
の整備です。22 年 1 月 1 日施行です。

11 ページ、附則第 17 条の 2 第 3 項、租税特別措置法 35 条の 2、土地の長期譲
渡所得に係る 1,000 万円の特別控除。第 37 条の 9 の 5、土地等の先行取得の課税
の特例の創設に伴う規定の整備です。22 年 4 月 1 日施行。

11 ページから 12 ページ、附則第 18 条第 5 項第 2 号、住宅ローン特別控除の
創設に伴う規定の整備です。22 年 1 月 1 日施行です。

12 ページから 13 ページ、附則第 19 条第 2 項第 2 号、住宅ローン特別控除の
創設に伴う規定の整備。22 年 1 月 1 日施行です。附則第 19 条の 2 第 1 項、租税
特別措置法 37 条の 10 の 2、(「特定保有株式」も当該特例の対象に加える。)に伴
う規定の整備です。22 年 1 月 1 日施行。

14 ページ、附則第 20 条第 2 項、第 6 項、租税特別措置法 37 条の 12 の 2 の項

ずれに伴う規定の整備です。22 年 1 月 1 日施行。

15 ページ、附則第 20 条の 2 第 1 項、譲渡所得を加える規定の整備です。23 年 1 月 1 日施行です。

15 ページから 16 ページ、附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号、住宅ローン特別控除創設に伴う規定の整備。22 年 1 月 1 日施行です。

16 ページから 17 ページ、附則 20 条の 4 第 2 項第 2 号、第 5 項第 2 号、住宅ローン特別控除創設に伴う規定の整備。施行日は 22 年 1 月 1 日です。

初めのページをお開きください。それでは議案第 2 号を朗読させていただきます。

議案第 2 号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 2 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 9 議案第 3 号：「安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第 3 号、安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

改正内容につきましては、学識経験者及び議会議員の人数配分を現状に合わせるものでございます。最後のページの新旧対照表を御覧ください。第 3 条の第 1 項第 1 号の学識経験のあるもの「5 名以内」を「4 名以内」とし、また、第 2 号町議会の議員「5 名以内」を「6 名以内」へと改正するものでございます。この 6 名以内というのは、総務産業建設常任委員会の定数であります。それでは議案書を朗読致します。

議案第 3 号：安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

安堵町都市計画審議会条例（昭和 44 年 10 月安堵村条例第 16 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 3 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 10 議案第 4 号：「平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 4 号，平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について御説明致します。

予算書の 7 ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正につきましては、4,618 万 1 千円の増額補正でございます。補正内容でございます。款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 3. 保健衛生費でございます。21 年度当初予算で妊婦健診を 14 回に増やし予算計上致しておりますが、県下、県市町村統一の下で本年の 1 月 27 日から適用することと申し合わせを致しておりましたところ、県と医師会との調整に手間取りまして、3 月までの 20 年度分の支払については 21 年度会計から償還払いするということになりました。そのための 33 万 1 千円を増額補正するものでございます。

次に款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費、目 1. 道路橋梁維持費についてでございます。地元及び関係機関等の調整に手間取り、当初予算額には予算額の確定ができなかったため計上することができませんでした。けれども道路維持補修工事について今回地元、また、関係機関等の調整ができましたので早急に工事等を始める観点から工事費と致しまして、設計工事費等 4,585 万円を補正するものでございます。これの財源でございます。6 ページ、前の 6 ページ、歳入でございます。

県補助金の 5 万円、また、残りにつきましては基金繰入金からの充当ということでございます。

以上でございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第 4 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願い致します。

議案第 4 号、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）

平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,618 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 7,318 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 5 月 11 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、2 ページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 4,068 万円、補正額 5 万円、計 4,073 万円。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 2 億 2,000 万円、補正額 4,613 万 1 千円、計 2 億 6,613 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 28 億 2,700 万円、補正額 4,618 万 1 千円、計 28 億 7,318 万 1 千円。

3 ページでございます。

歳出

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 5,805 万 7 千円、補正額 33 万 1 千円、計 5,838 万 8 千円。

款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費

補正前の額 1,107 万円、補正額 4,585 万円、計 5,692 万円。

歳出合計

補正前の額 28 億 2,700 万円、補正額 4,618 万 1 千円、計 28 億 7,318 万 1 千円。

4 ページ以降の事項別は省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第４号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第１１ 議案第５号：「町道路線の認定について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第５号、町道路線の認定についてを御説明させていただきます。

提案路線につきましては都市計画法に基づきまして、開発許可を受け、造成され、道路として帰属を受けましたので町道の認定をするものであります。

それでは、議案書の２枚目の表及び３枚目の図面を御覧ください。認定する路

線、路線番号 350、路線名東安堵 128 号線、起点東安堵字ハウジ中島 93-1、終点東安堵字ハウジ中島 93-1、幅員最小 5.0、最大 6.0、延長 59.3 メートル。

路線番号 351、路線名東安堵 129 号線、起点東安堵字ハウジ中島 93-1、終点東安堵字ハウジ中島 93-1、幅員最小 5 メートル、最大 8 メートル、延長 37.9 メートル。

以上でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：町道路線の認定について

町道路線を別紙のとおり認定及び変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 21 年 5 月 11 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 5 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 以上で行政側からの提案事項は全て終了しました。

私は、先程岡田副議長に対し、議長の職を辞する辞職願を提出しております。

したがって休憩後、議長選挙を行いたいと思います。

この後は、町長、北田理事以外の方は退席していただいて結構です。

ここで暫時休憩致します。

お疲れ様でした。

暫時休憩

午前 11 時 04 分

午前 11 時 17 分

副議長（岡田裕明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長（岡田裕明） 只今、吉田宏至議長から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長（岡田裕明） 追加日程第 1：「議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、吉田宏至議員の退場を求めます。

（吉田議員 退場）

副議長（岡田裕明） 職員に辞職願を朗読させます。

（職員朗読）

議会事務局長（近藤善敬）

平成 21 年 5 月 11 日、

安堵町議会副議長 岡田裕明殿

安堵町議会議長 吉田宏至

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

副議長（岡田裕明） お諮りします。

吉田宏至議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

吉田宏至議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

（吉田議員、着席）

副議長（岡田裕明） 吉田宏至議員にお知らせします。

只今、議題とされました議長辞職については許可されました。

副議長（岡田裕明） 只今、議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 異議なしと認めます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長（岡田裕明） 追加日程第２：「議長の選挙」を行います。

副議長（岡田裕明） 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 全員「異議なし」と認めます。
選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

副議長（岡田裕明） お諮りします。
指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 全員異議なしと認めます。
よって副議長が指名することに決定しました。
議長に吉田宏至議員を指名します。

副議長（岡田裕明） お諮りします。
只今、指名しました吉田宏至議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（岡田裕明） 全員異議なしと認めます。
よって、只今指名しました吉田宏至議員が当選されました。

副議長（岡田裕明） 只今、議長に当選されました。
吉田宏至議員が議場におられますので、本席から会議規則第 30 条第 2 項の規定によって、当選の告知を致します。
吉田宏至議員より当選の承諾及び就任のごあいさつをお願い致します。

（吉田議員 登壇）

議長（吉田宏至）

只今、議員各位の御推挙により再度議長の重責を賜り、大変光栄に存じております。身の余る思いでございます。

私、まだまだ微力でございます。これからも皆様方の温かい御支援と御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

副議長（岡田裕明）　ありがとうございました。

副議長（岡田裕明）　これで議長と交代をさせていただきます。

議事運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

吉田宏至議長。議長席にお着き願います。

（吉田議長、議長席に着く）

議長（吉田宏至）　只今岡田裕明副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第３として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至）　異議なしと認めます。

副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第３として、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（吉田宏至）　追加日程第３：「副議長辞職について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、岡田議員の退場を求めます。

（岡田裕明議員　退場）

議長（吉田宏至）　職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（近藤善敬）

平成 21 年 5 月 11 日

安堵町議会議長 吉田宏至殿

安堵町議会副議長 岡田裕明

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので許可されるようお願い出
ます。

議長（吉田宏至） お諮りします。

岡田議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

岡田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

（岡田裕明議員、着席）

議長（吉田宏至） 岡田議員にお知らせします。

只今議題とされました副議長辞職については、許可されました。

議長（吉田宏至） 只今、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 4 として、直ちに選挙を行いた
いと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 4 として、直ちに選挙を行うこ
とに決定しました。

議長（吉田宏至） 追加日程第４：「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 全員異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（吉田宏至） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにはしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 全員異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

副議長に岡田裕明議員を指名します。

議長（吉田宏至） お諮りします。

只今、議長が指名しました岡田裕明議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 全員異議なしと認めます。

よって、只今指名しました岡田裕明議員が副議長に当選されました。

議長（吉田宏至） 只今、副議長に当選されました岡田裕明議員が議場におられますので、会議規則第 30 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

岡田議員より承諾及び就任のごあいさつをお願いします。

（岡田議員登壇）

副議長（岡田裕明） 只今、議員各位の御推挙をいただきまして、引き続き副議長の要職を担うことになり、誠に身に余る光栄であり、各位の御厚情に対し、深く感謝を申し上げる次第でございます。

私、誠に微力ではございますが、議長の補佐役として、市政の発展と議会の公平かつ円滑な運営に、誠心誠意、努力してまいる所存でございますので、皆様の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、副議長就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（吉田宏至） 追加日程第 5：「常任委員会委員の選任について」を議題と致します。

議長（吉田宏至） 常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

総務産業建設常任委員に 安井修議員、山岡敏 議員、岡田裕明議員、
吉田忠世議員、松本正弘議員、吉田宏至議員

以上 6 人を、

文教厚生常任委員に 森田瞳議員、松田和代議員、溝脇久利議員、
田中幹男議員、岸田充隆議員、溝本隆議員

以上 6 人を、それぞれ選任致したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、只今指名致しましたとおり各委員を選任することに決定致しました。

各委員の皆様方には、よろしくお願いを致します。

議長（吉田宏至） 追加日程第6：「議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名致します。

議会運営委員会委員に 山岡 敏議員、岡田裕明議員、森田 瞳議員、
吉田忠世議員、田中幹男議員、溝本 隆議員。

議長（吉田宏至） 以上6人を、それぞれ選任致したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって只今指名致しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定致しました。

議長（吉田宏至） 追加日程第7：「議長報告」を行います。

議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長（近藤善敬） それでは、私の方からご報告を致します。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります、

総務・産業建設常任委員会委員長に 松本正弘議員、
副委員長に 吉田忠世議員、

文教厚生常任委員会委員長に 森田 瞳議員、
副委員長に 溝脇久利議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります、

議会運営委員会委員長に 山岡 敏議員、
副委員長に 田中幹男議員であります。

以上でございます。

議長（吉田宏至） 只今事務局長から報告をさせましたとおりであります。
皆様方には、よろしくお願いを致します。

議長（吉田宏至） 追加日程第8：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

本日は本当に長時間御苦労さまでした。

ありがとうございました。

閉 会

午前11時32分
